

平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第二号

個人情報保護の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の各規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書書の様式を定める規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）を實施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則を次のように定める。

個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四百四十六條第二項の証明書は、別記様式1によるものとし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十五條第二項の証明書は、別記様式2によるものとする。

附則 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

附則（平成二十七年二月二日特定個人情報保護委員会規則第四号）

この規則は、個人情報保護の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

附則（平成二十九年四月二七日個人情報保護委員会規則第三号）

この規則は、個人情報保護の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

附則（令和二年一月七日個人情報保護委員会規則第一号）

この規則は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月七日）から施行する。

附則（令和四年三月三十一日個人情報保護委員会規則第三号）

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十條の規定の施行の日から施行する。

附則（令和五年三月二十九日個人情報保護委員会規則第一号）

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一條の規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

別記様式1

Table with 4 columns: No., Name, Position, and Date of Birth. Includes a note about the official seal and the issuing authority (Personal Information Protection Commission).

2. 発行者は、個人情報保護委員会、内閣府、内閣府設置法（平成十一年法律第六十九号）附則十九條第一項のイ（内閣府）に規定する職員（以下「職員」という。）に限定し、当該職員は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十五條第二項のイ（内閣府）に規定する職員であることを証明する。

別記様式2

Table with 4 columns: No., Name, Position, and Date of Birth. Includes a note about the official seal and the issuing authority (Personal Information Protection Commission).

2. 発行者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十五條第二項のイ（内閣府）に規定する職員であることを証明する。